

議案第百十三号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年十二月二十二日



三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年拾月廿三日 原審可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条から第十六条までを一条づつ繰下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（敷金）

第七条 第五条の規定により温泉配湯の許可を受けた者は、契約と同時に使用料金の三カ月分に相当する額を敷金として納入するものとする。

2 前項による敷金は、契約を解除するときに還付する。ただし、未納の使用料及び損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除し、なお不足を生じたときは直ちにその不足額を徴収するものとする。

3 敷金には、利子を付けないものとする。

4 公共団体については、敷金を免除するものとする。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。